

「中小企業の会計に関する 検討会報告書」の公表について

みやこ まさじ
ASBJ 常勤委員 都 正二

1 はじめに

中小企業関係者等が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」は、平成24年2月1日に公表した「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）を広く普及させ、その活用を促進するための方策について検討を行い、同年3月に、普及・活用策を含めた最終報告書である「中小企業の会計に関する検討会報告書」を取りまとめ、公表した。

今後、中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家等が一丸となって中小会計要領の普及・活用に取り組むことで、中小企業が「中小会計要領」に従った会計処理を行い、その結果、中小企業の経営力の強化や資金調達力の強化等に繋がることが期待されている。企業会計基準委員会（ASBJ）からも西川委員長他関係者が本検討会に参加したところであり、本稿で、首記報告書の概要を説明することとした。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2 検討の経緯

(1) 中小企業の会計に関する基本要領の策定

会計制度の国際化が進展する中で、平成22年2月に中小企業庁において、「中小企業の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）が、また、同年3月に企業会計基準委員会等の民間団体により「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）が設置され、それぞれ、非上場企業、特にその大部分を占める中小企業の会計に関する検討が行われた。その後、同年8月に懇談会から、9月には研究会から、それぞれ、新たな会計指針・新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべき等の方向性が示された。また、同年6月に閣議決定された「中小企業憲章」においても、中小企業の実態に即した会計制度の必要性に言及されている。

こうしたことを受け、平成23年2月に「中小企業の会計に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、さらに検討会の議論を支えるものとしてワーキンググループが設置された。検討会及びワーキンググループは、中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家、学識経験者で構成され、さらに金融庁、中小企業庁が事務局として、法務省がオブザーバーとし

て参加している。その後、検討会及びワーキンググループにおいて、中小企業の実態に即した新たな中小企業の会計処理のあり方を検討し、平成23年10月28日の検討会で「中小企業の会計に関する基本要領（案）」が取りまとめられ、パブリックコメントの手続を経て、平成24年2月1日に「中小会計要領」が公表された。

(2) 中小会計要領の普及・活用策

中小会計要領の策定を受けて、これを中小企業に普及・活用させるために何が必要かについて検討会及びワーキンググループで検討し、平成24年3月23日に各関係団体における普及・活用の取組みを含めた最終報告書を取りまとめた。

3 「中小会計要領」の内容

(1) 総論

① 目的

「中小会計要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものとされている。

本要領は、「一定の水準を保ったもの」とされている「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考え方に立って作成されている。

- 中小企業経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、

株主等）への情報提供に資する会計

- 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

② 本要領の利用が想定される会社

本要領の利用は、以下を除く株式会社が想定されている。

- 金融商品取引法の規制の適用対象会社
- 会社法上の会計監査人設置会社

（注）中小指針では、「とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。」とされている。

③ 企業会計基準、中小指針の利用

- 本要領の利用が想定される会社において、金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「企業会計基準」という。）や中小指針に基づいて計算書類等を作成することを妨げないとされている。

④ 複数ある会計処理方法の取扱い

- 本要領により複数の会計処理の方法が定められている場合には、企業の実態に応じた適切な会計処理の方法を選択して適用する。また、会計処理の方法は每期継続して適用する必要があること、これを変更するには合理的な理由が必要であることが明記されている。

⑤ 国際会計基準との関係

- 本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとするものとされている。

⑥ 記帳の重要性

本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされているとして、記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳

簿を作成しなければならないことが明記されている。

⑦ 本要領の利用上の留意事項

本要領の利用に当たっては、上記とともに以下の考え方（原則）にも留意する必要があるとされている。

- 真実性の原則
- 資本取引と損益取引の区分の原則
- 明瞭性の原則
- 保守主義の原則
- 単一性の原則
- 重要性の原則

(2) 各論

各論には14項目が示されており、項目ごとの主な内容は次のとおりである。なお、各論は、中小企業の実務に必要で実際に多く使用されている項目に絞られているが、各論に示されていない会計処理の方法が必要となった場合には、企業の実態に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用することとされている。

① 収益、費用の基本的な会計処理

- 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に認識する。
- 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。

② 資産、負債の基本的な会計処理

- 資産は、原則として、取得価額で計上する。
- 負債のうち、債務は、原則として債務額で計上する。

③ 金銭債権及び金銭債務

- 金銭債権は、原則として、取得価額で計上す

る。

- 金銭債務は、原則として、債務額で計上する。

④ 貸倒損失、貸倒引当金

- 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。
- 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。
- 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。なお、決算期末における貸倒引当金の計算方法としては、債権全体に対して法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定することが実務上考えられる。また、過去の貸倒実績率で引当金額を見積る方法等も考えられる。

⑤ 有価証券

- 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。
- 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。
- 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。
- 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

⑥ 棚卸資産

- 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。
- 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。
- 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。
- 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除

き、評価損を計上する。

⑦ 経過勘定

- 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。
- 未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。

⑧ 固定資産

- 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。
- 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。
- 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。
- 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。
「相当の減価償却」とは、一般的に、耐用年数にわたって、毎期、規則的に減価償却を行うことが考えられる。
- 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。
- 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。

⑨ 繰延資産

- 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。
- 繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却する。

⑩ リース取引

- リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。賃貸借取引に係る方法で会計処理を行った場合、金額的に重要性がある場合、期末時点での未経過のリース料を注記することが望ましいと考えられる。

⑪ 引当金

- 将来の特定の費用又は損失であることなど、4つの要件に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。
- 賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。
- 退職給付引当金については、退職金規程や退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。
- 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理する。

⑫ 外貨建取引等

- 外貨建取引は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。
- 外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。

⑬ 純資産

- 純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう。
- 純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。

⑭ 注記

- 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。
- 本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載する。

(3) 様式集

様式集として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等が記載されている。

4

「中小会計要領」の普及・活用

検討会は、「中小会計要領」が定着することで、中小企業の経営者が正確な財務情報に基づき経営状況を把握して経営改善等を図り、また、自社の財務状況を金融機関等の利害関係者に情報提供できるようになることは、中小企業が存続・発展していくために極めて重要であると考えている。

この観点から、「中小会計要領」の普及・活用に向け、政府（中小企業庁・金融庁等）、中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家等（以下「各機関・団体」という。）が一丸となって推進すべき具体的取組を以下のとおり取りまとめている。また、本報告書公表後も継続的にフォローアップを行うことが重要であるとして、ワーキンググループを平成24年度中に開催し、各機関・団体から取組状況について報告を受け、改善点等について検討を行い、結果を公表することとしている。

こうした普及・活用策に力を入れていることが本報告書の1つの特徴であることから、その内容についても以下に紹介することとしたい。

(1) 「中小会計要領」の広報・普及

平成24年度～26年度の3年間で「中小会計要領」の集中広報・普及期間とし、各機関・団体は、取組可能な様々な方法を駆使して、広報・普及を図る。

- パンフレット等の配布による広報・普及
- 各機関・団体等の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報

ツールを多角的に活用するなど多様な方法での広報・普及

- 中小企業庁による広報用資料（リーフレット・パンフレット等）の作成・配布
- 中小企業庁による中小会計要領の活用事例集の取りまとめ

(2) 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

「中小会計要領」を利用するためには、中小企業がその内容について詳しく学習できる機会の提供や、中小企業指導・支援を行う人材の育成が必要である。このため、各機関・団体は、中小企業向け、会計専門家・指導員等向けセミナー・研修に取り組む。

① 中小企業向けセミナー・研修

- 各機関・団体によるセミナー・研修
- 中小企業基盤整備機構によるセミナー・研修開催支援（「中小企業会計啓発・普及セミナー」を平成24年度中に延べ400回程度（受講者目標2万人）を開催）
- 会計専門家の講師派遣等（日本税理士会連合会及び各税理士会、並びに日本公認会計士協会及び各支部は講師派遣を行い、各機関・団体は講師派遣を支援）

② 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

- 各機関・団体は、会計専門家・指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(3) 「中小会計要領」に従った計算書類等の作成支援

中小企業が、「中小会計要領」に従った計算書類等を作成できるよう、会計専門家等によるきめ細かな支援が必要であり、各機関・団体はその支援に取り組む。

① 「中小会計要領」に従った計算書類の作成支援

- 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会

は、「中小会計要領」を含めた中小企業会計の研修会を実施し、指導者を育成する。また、税理士、公認会計士の派遣要請があった場合には積極的に協力する。

② 中小企業を対象にした記帳指導等

- 日本商工会議所・各商工会議所、全国商工会連合会・都道府県商工会連合会・各商工会は、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に、「中小会計要領」を利用するよう積極的に啓発に取り組みとともに、「中小会計要領」に従って財務諸表・計算書類等を作成しようとする中小企業の相談に応じ、適切な助言を行う等の取組みを行う。
- 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会は、各組合の構成員が「中小会計要領」に従った計算書類を作成できる体制を整えるよう指導を行う等の取組みを行う。
- 全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会は、各商店街組合員より相談等が発生した場合には、関係機関と連携して適切に対応する。
- 中小企業庁は、計算書類等の作成支援ソフトを作成する会計システム会社に対し、「中小会計要領」について情報提供を行い可能な対応を要請する。

(4) 「中小会計要領」の活用

① 中小企業庁における取組

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律などの法律に基づく計画認定等において、「中小会計要領」に従った計算書類の提出を

懲憑する。

- JAPAN ブランド育成支援事業などの補助金等の募集にあたって、中小法人による「中小会計要領」に従った計算書類の提出を懲憑し、採択にあたって、提出があった場合は評価する。

② 金融庁における取組

- 監督指針・金融検査マニュアルにおいて、金融機関が、顧客企業に対して、顧客企業自らの経営目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するにあたっては、「中小会計要領」等の活用を促していくことも有効であることを記載する。

③ 日本税理士会連合会の取組

- 「中小会計要領」の適用に関するチェックリストを作成する。

④ 政府系金融機関における取組

- 日本政策金融公庫は、「中小会計要領」に従った計算書類を作成し、かつ期中における資金繰り管理等の会計活用及び財務の改善を目指す中小企業に対し、優遇金利（基準金利▲0.4%）で貸付を行う融資制度を創設し、平成24年度より貸付を行う等の取組を行う。
- 商工組合中央金庫は、商工会議所との提携ローンにおいて、金利を引き下げる措置を講じており、「中小会計要領」の場合も、中小指針の場合と同様に、金利を引き下げる措置を新たに講じる。

⑤ 民間金融機関における取組

- 必要に応じ、「中小会計要領」等の活用を促していく。